

福祉生活病院常任委員会資料

(令和元年11月29日)

【件名】

- 1 地域医療確保に関する国と地方の協議の場（第2回）の結果について
（福祉保健課・医療政策課）・・・1
- 2 平成30年度就労系障害福祉サービス事業所の工賃実績について
（障がい福祉課）・・・5
- 3 特別児童扶養手当受給者の等級誤りに係る対応等について
（障がい福祉課）・・・6
- 4 「鳥取県は一とふるアートギャラリー認定制度」の創設について
（障がい福祉課）・・・7
- 5 台風19号による被災地への手話通訳者等の派遣について
（障がい福祉課）・・・9
- 6 とっとり介護フェア2019の開催状況について
（長寿社会課）・・・11
- 7 令和元年度地域医療介護総合確保基金（介護分）の内示について
（長寿社会課）・・・12
- 8 鳥取県ハンセン病家族補償相談窓口の設置について
（健康政策課）・・・14
- 9 令和元年度地域医療介護総合確保基金（医療分）の内示について
（医療政策課）・・・15
- 10 令和元年度第1回鳥取県国民健康保険運営協議会の結果について
（医療・保険課）・・・17

福祉保健部

地域医療確保に関する国と地方の協議の場（第2回）の結果について

令和元年 11月 29日
福祉保健課・医療政策課

再編・統合議論が必要とされる公立・公的病院の公表等を巡って設置された「地域医療確保に係る国と地方の協議の場」の第2回目が開催され、全国知事会社会保障常任委員長を務める平井知事が出席しました。

1 日時、場所

令和元年 11月 12日（火） 15:30～16:30、都道府県会館 3階 知事会会議室

2 出席者

（地方側）

平井伸治 全国知事会社会保障常任委員長（鳥取県知事）、
立谷秀清 全国市長会会長（福島県相馬市長）、
椎木巧 全国町村会副会長（山口県周防大島町長）

（国側）

橋本岳 厚生労働副大臣、長谷川岳 総務副大臣 ほか



3 議題

- (1) 地域医療構想に関する地方との意見交換について
- (2) 民間病院データについて
- (3) 医師偏在指標について
- (4) 厚労省および総務省の現行の財政支援策および概算要求の内容について

4 結果概要

地方側からは、適正な議論ができる土俵づくりのために民間病院データなどの材料の共有化が必要であること、病床転換等を図る際の地域の実情に応じた財政支援策を年末の予算編成で示すことを求めた。さらには医師偏在対策など人材確保も視野に入れて議論することが必要と主張。

これに対し国からは、民間病院についても診療実績や公立・公的医療機関等との競合状況を可視化するデータを出す方向で検討しているほか、ダウンサイジング等を行う病院への新たな財政支援を行う予定であることの説明があった。

<主な発言>

○地方側

- ・前回より前進している部分については評価する。その上で、地方側から意見書を提出しているので、しっかり受け止めてほしい。
- ・民間データは地域での話し合いができるように工夫することなので、しっかり調整を図っていただきたい。
- ・病床の転換や病院の統合などを行う病院を応援する財政支援策を、年末の予算編成において提示してほしい。
- ・医師偏在指標は、地方でも大学に医師が多いと高くなる傾向となる。だが、地方では足りない診療科目があるので、地域偏在だけをもって（医大の）地域枠をやめるというのは短絡的。

○国側

- ・国は地方の意見をしっかり受け止めて、議論の活性化に資するデータを出す方向で検討する。
- ・民間データは地域での議論を深めていくためにも出すことが必要。
- ・ダウンサイジング等への支援は、医療費の削減が目的ではないかといった地方からの指摘について、今回の取組の目的はあくまでも持続可能な地域医療の再構築である。
- ・財政支援は、厚労省・総務省の両省でしっかりと連携してやっていきたい。

【参考】

(1) 協議の場について

- ・2025年の地域医療構想の実現に向け、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革も含め三位一体で推進し、総合的な医療提供体制改革を実施する必要がある、国と地方が共通の認識をもって取組を進めるために設置
- ・協議の場は、全国知事会など地方3団体と、総務省、厚生労働省で構成

(2) 第1回目協議の場（10月4日）の結果概要

ア 日時、場所 令和元年10月4日（金） 16:00～17:00、都道府県会館 101大会議室

イ 出席者 第2回協議の場と同じ

ウ 概要

国はリストの公表の手法等で反省を示し、今後地方に出向き、説明責任を果たすと理解を求めた。

地方三団体からは、協議を複数回開催して議論を正常化させることが必要と厳しく主張した。

地域医療確保に向けた今後の進め方に関する意見

住民の命と健康を守るため、財政基盤も含めて高齢化の進展に対応できる持続可能な地域医療提供体制へと改革していくことは、我々地方団体も切望するところであり、地域医療構想の実現をはじめ国とともに着実に推進していく覚悟である。しかし、先般の再編・統合が必要な公立・公的病院名の公表を受けて、地域では不信と混乱が広がっており、早急に議論を正常化するためにも、政府の真摯な対応が求められる。

実りある改革の基礎となる国と地方の信頼関係を再構築し、各地域において国、地方、医療関係者等が一体となって持続可能な地域医療提供体制を構築するため、政府におかれては、その前提条件となる以下の点について誠意ある検討と実行を求める。

- 一 地域医療構想の実現に当たっては、公立・公的病院のみならず民間病院も含めた地域全体の医療の将来像について、関係者間で丁寧に議論を行うことが重要であり、その趣旨を改めて明確にすること
- 一 地域における議論を進めるためには、当然ながら公立・公的病院のみならず民間病院も含めた病院全体のデータが必要不可欠であるが、その分析方法については、地域の実態を十分に踏まえたものでなければならない。しかしながら、厚生労働省がまだこうした基礎的な情報の開示を行わないため、地域の実情を踏まえた協議を行い関係者間の合意を得るための十分な時間を確保できる状態になく、このままでは厚生労働省が一方向的に設定した期限に間に合うことは困難な情勢となっている。各地域に地域医療構想実現に向けた合意形成を迫るのであれば、民間病院についても公立・公的病院と同様の情報を早急に公表するなど必要な情報開示を行い、実りある地域医療の調整が図られるよう、環境を整えること
- 一 地域医療構想の実現に向けては、地域医療介護総合確保基金のみならず、思い切った国費による財政支援を実施すること。なお、新たな財政支援制度については、公立・公的病院、民間病院の別なく支援の対象とすること
- 一 地域医療の最後の砦となるような地域病院が、今後もその役割を十分に果たせるよう、財政措置を含む支援策の強化を図ること
- 一 机上の機械的な指標によることなく、地域の実情に応じた実質的かつ効果的な医師偏在是正に向けた対策を講じることとし、そのための抜本的な財政支援を講じること。なお、へき地等に一定期間勤務することを義務付けている地域枠について、依然として医師不足の著しい状況に鑑み、現行どおり医学部臨時定員増とする措置を継続すること。また、新専門医制度について、専攻医が大都市に集中している実態等を踏まえ、医師偏在を助長することのないよう見直しを行うこと
- 一 医師・医療従事者の働き方改革については、拙速な推進によって、地域医療の崩壊を招くことがないように、地域医療の実態を踏まえ、慎重に取り組むこと

令和元年11月12日

全国知事会会長 飯泉 嘉門

全国知事会社会保障常任委員会委員長 平井 伸治

地域医療確保に向けた今後の進め方に関する意見

住民の命と健康を守るため、財政基盤も含めて高齢化の進展に対応できる持続可能な地域医療提供体制へと改革していくことは、我々地方団体も切望するところであり、地域医療構想の実現をはじめ国とともに着実に推進していく覚悟である。しかし、先般の再編・統合が必要な公立・公的病院名の公表を受けて、地域では不信と混乱が広がっており、早急に議論を正常化するためにも、政府の真摯な対応が求められる。

こうした中、地方側の声に応じて、地域医療確保に関する国と地方の協議の場を設置していただいたことには感謝申し上げます。

今後、この協議の場を通じて、国と地方の信頼関係を再構築し、国、地方、医療関係者等が一体となって持続可能な地域医療提供体制を構築していく必要があり、そのためには、まず、地域全体の医療の将来像について、関係者間で丁寧に議論を行うことが何よりも重要である。

その上で、地域医療構想の実現に向けては、公立・公的病院、民間病院の別なく国費による財政支援を実施するなど、地域医療の最後の砦となるような地域病院が、今後もその役割を十分に果たせるよう、財政措置を含む支援策の強化を図ること。

また、医師偏在是正に向けては、机上の機械的な指標によることなく、地域の実情に応じた実質的かつ効果的な対策を講じるとともに、抜本的な財政支援を講じること。なお、新専門医制度についても、専攻医が大都市に集中している実態等を踏まえ、医師偏在を助長することのないよう見直しを行うこと。

さらに、医師・医療従事者の働き方改革については、拙速な推進によって、地域医療の崩壊を招くことがないよう、地域医療の実態を踏まえ、慎重に取り組むこと。

政府におかれては、以上の点について、地域の声として真摯に受け止め、実行されるよう強く求める。

令和元年11月12日

全国知事会会長 飯泉 嘉門

全国市長会会長 立谷 秀清

全国町村会会長 荒木 泰臣

平成30年度就労系障害福祉サービス事業所の工賃実績について

令和元年11月29日
障がい福祉課

鳥取県では、平成19年度に工賃3倍計画を策定（現在第3期計画）し、県内の就労系障害福祉サービス事業所等で働く障がい者の工賃水準を、平成18年度の月額約11千円から月額33千円以上の3倍とすることを目指し、障がいのある方が地域社会の中で自立した質の高い生活を送ることができるよう支援を行っています。このたび、平成30年度の工賃がまとまりましたので、その結果をお知らせします。

○就労継続支援B型事業所129施設の平均工賃月額、前年度から1,199円(6.5%)増加し、**19,511円(H29年度：18,312円)となり、過去最高となった。**

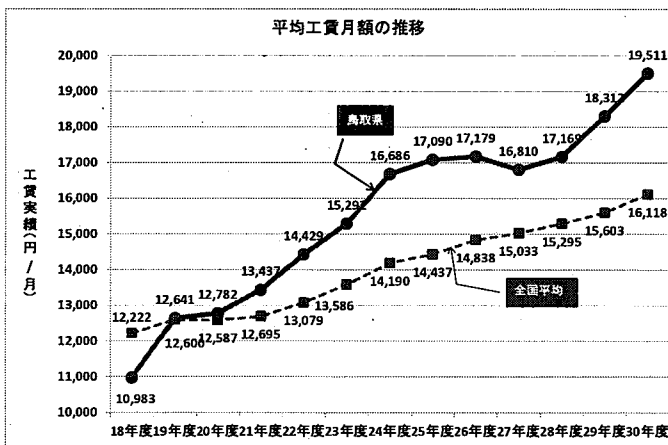
※全国一位となった平成28年度から29年度の伸び額（1,143円）を上回り、2年連続で伸び額が1,000円を超え、平成30年度の平均工賃月額の全国順位は過去最高の5位（平成29年度：9位、これまでは8位が最高順位）となりました。

○工賃支払総額は、前年度から約6千万円(10.2%)増加し、**約6億2千万円(H29年度：約5億6千万円)となり、初めて6億円を超えた。**

○利用者延べ人数は、前年度から1,078人(3.4%)増加し、**31,969人(H29年度：30,891人)となり、前年度に引き続き3万人を超えた。**

1 平成30年度平均工賃月額が上がった要因

- ・工賃支払総額は前年度から約6千万円増加（伸び率：10.2%）し、利用者延べ人数の増加1,078人（伸び率：3.4%）の伸びを上回った。
- ・対象事業所129のうち、83事業所（64.3%、新規事業所を含む）が前年度より工賃が上昇。
- ・事業所割合をみると平均工賃月額2万円以上の事業所が増加し、1万円未満の事業所が減少。
- ・障害者就労事業振興センターを中心とした各事業所の課題等に応じた支援、共同受注窓口による受発注の促進、共同作業場（ワークコーポとっとり）の運営、日本財団との共同プロジェクト、農福連携マッチング、ハートフルサポート事業（新商品開発等への補助）などのトータルな取組が工賃向上に貢献。



| | 事業所数 | 工賃支払総額 A | 対前年伸び率 ① | 利用者延べ人数 (毎月の利用者の 実数の累計) B | 対前年伸び率 ② | 平均工賃月額 A/B | 対前年伸び率 |
|--------|------|-------------|-------------|------------------------------------|-------------|---------------|---------|
| 平成18年度 | 111 | 217,262,617 | | 19,781 | | 10,983 | |
| 平成25年度 | 103 | 435,933,644 | | 25,509 | | 17,089 | |
| 平成26年度 | 107 | 454,324,391 | 104.22% | 26,447 | 103.68% | 17,179 | 100.52% |
| 平成27年度 | 112 | 472,704,582 | 104.05% | 28,120 | 106.33% | 16,810 | 97.86% |
| 平成28年度 | 115 | 504,067,648 | 106.63% | 29,360 | 104.41% | 17,169 | 102.13% |
| 平成29年度 | 121 | 565,664,678 | 112.22% | 30,891 | 105.21% | 18,312 | 106.66% |
| 平成30年度 | 129 | 623,737,622 | 110.27% | 31,969 | 103.49% | 19,511 | 106.55% |

(参考) 就労継続支援A型事業所（雇用型）の賃金の状況

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成29年度比 |
|------------|--------|--------|---------|
| 平均月額 (円/月) | 82,659 | 87,756 | 6.1%増 |
| 時間額 (円/時間) | 770 | 794 | 3.1%増 |

2 工賃3倍計画の概要（平成19年度策定、現在第3期目（平成30年度～令和5年度））

(1) 工賃目標額 33,000円（平成18年度平均工賃月額約11,000円の3倍）

(2) 考え方 ・障がいのある方が「地域で経済的に自立して生活するために必要」な最低収入を月額10万円と設定（生活保護費相当）

・上記の金額と障害基礎年金2級相当月額（約66,000円）との差額を目標値に設定（必要工賃月額：100,000円－66,000円＝33,000円）

3 その他

個別の就労系障害福祉サービス事業所の工賃の状況は、とりネットで公表しています。

特別児童扶養手当受給者の等級誤りに係る対応等について

令和元年11月29日
障がい福祉課

特別児童扶養手当の支給において、平成28年及び平成30年に支給認定を行っていた3名の等級を誤って支給認定していたことが判明しましたので、その概要を報告します。

【特別児童扶養手当制度】

特別児童扶養手当とは、身体や精神に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育する養育者の方に対して支払う手当で、全国一律の制度。(所得制限があり、全ての家庭が受給できる訳ではない。)

手当額は、1級(重度) : 児童1人につき月額52,200円

2級(中程度) : 児童1人につき月額34,770円 (平成31年4月改定時点)

※障がい者手帳とは異なる基準により支給認定を行っているが、重度の等級の障がい者手帳所持者については診断書を省略して認定することもある。

※特別児童扶養手当の支給は法定受託事務であり、県が認定業務を行ったものを、国が直接、受給者に支払いを行う。(今回の等級誤りについても、通常と同じ扱いで国が支払いを行うことで調整済)

1 事案の概要

(1) 発見の経緯

本年10月3日に湯梨浜町の特別児童扶養手当担当者から、障がい者手帳所持による診断書省略での特別児童扶養手当等級認定可能な者についての問い合わせがあり、その中で現在、同町に、療育手帳A(重度)の所持者で特別児童扶養手当2級と認定となった者がいるという話がでた。療育手帳A所持者については、通常、特別児童扶養手当の等級は1級に認定することとしており、県障がい福祉課で該当者の支給認定書類を確認したところ等級の誤りが判明。また、全受給者に対して、同様の等級誤認定がないか確認したところ、その他2件の誤認定が発覚。

(2) 誤認定に伴う差額の支払 合計額：1,175,640円 (令和元年12月に差額分は受給者に支給する事で手続き済)

| 受給対象者 | 認定等級 | | 誤認定概要 | 認定年月 | 誤認定に伴う差額 ※手当額は物価等により各年度毎に改定あり |
|-------------|------|----|-------------------------|-------|---|
| | 誤 | 正 | | | |
| 湯梨浜町 個人A | 2級 | 1級 | 療育手帳A所持者を特児2級として誤認定 | H28.4 | 差額発生期間 (H28.4~R1.11) …32カ月分 合計：551,360円 (※H30.8~R1.7の期間は所得額制限以上で支給停止) |
| 鳥取市 個人B | 2級 | 1級 | 身体障害者手帳2級所持者を特児2級として誤認定 | H30.5 | 差額発生期間 (H30.5~R1.11) …19カ月分 合計：329,410円 |
| 米子市 個人C | 2級 | 1級 | 身体障害者手帳2級所持者を特児2級として誤認定 | H30.7 | 差額発生期間 (H30.5~R1.11) …17カ月分 合計：294,870円 |

(3) 原因

支給認定の起案では、等級1級に支給認定すると整理していたが、受給者証の発行に際して「特別児童扶養手当システム」に転記入力する際、担当者が誤った等級(2級)を入力していた。また、起案時において、担当係内でチェックリストにより確認を行うこととしていたが、障がい者手帳の等級と特別児童扶養手当の等級を対応したチェック項目が不十分であったため、正確な確認が出来ていなかった。

(4) 対象者等への対応状況

10月3日(木)のAの誤認定が判明したことを受けて、10月4日(金)に本人(障がい児の養育者)に対して、経緯の説明と謝罪を行い、今後、本来の等級との差額分を支払うことをお伝えして了解をいただいた。

また、今回の誤認定をうけて、現在の全受給者の認定時に遡っての認定状況及び、受給権請求時効内となる過去2年間に年齢到達等により資格喪失となった全ての受給者の認定状況を確認したところ、11月1日(金)に新たにBとCに対しても同様の等級誤認定があったことが発覚。

11月5日(火)にBとCそれぞれ本人(障がい児の養育者)に対して、経緯の説明と謝罪を行い、再発防止に努めるとともに、今後、本来の等級との差額分について支払うことをお伝えして了解をいただいた。

2 再発防止策等

起案時データとシステム入力時データの登録誤りが原因であったことから、起案時にはシステム登録済のデータを貼り付けて使用することを徹底し、起案時とシステム入力時の等級の登録誤りを防止します。

また、障がい者手帳による等級判定の誤認定を防ぐため、担当係内で確認しているチェックリストを改善し、手帳等級に対応する特別児童扶養手当等級表をわかりやすく図示した上で、係内全員でのチェック体制を徹底するとともに、障がい者手帳の等級を基にシステム入力を行う際に、誤った特別児童扶養手当等級を入力すると警告メッセージが出るようにシステム改修を予定しています。

「鳥取県はひとつふるアートギャラリー認定制度」の創設について

令和元年11月29日
障がい福祉課

県民が気軽に障がい者アートを楽しめるアートギャラリーを県の認定ギャラリーとする「鳥取県はひとつふるアートギャラリー認定制度」を令和元年10月10日に創設し、同第1号の認定記念セレモニーを令和元年11月1日に開催しましたので報告します。

1 鳥取県はひとつふるアートギャラリー認定制度

(1) 制度概要

- ・文化芸術活動を通じた障がいのある方の個性の表現や能力の更なる発揮、社会参加の推進、県民の障がい理解の促進につなげていくため、障がいのある方の文化芸術作品の展示を日頃から積極的に行っているアートギャラリーを県の認定ギャラリーとする制度（令和元年10月10日創設）。
- ・認定ギャラリーが行う障がい者アート展等については、県やあいサポート・アートセンターがギャラリー運営事業者と連携して情報発信を行っていくことで、来館者の増加につなげる。

(2) 認定基準

- ・認定を受けようとするギャラリーが鳥取県内にあること。
- ・ギャラリーにおける年間の開館日の半分程度、障がい者アートの展示を行う計画があること。
- ・あいサポート企業・団体であること。

(3) 認定後の認定事業者の責務

- ・認定を受けたギャラリーで年間の開館日の半分程度、障がい者アートの展示を行うこと。
- ・あいサポート・アートセンターと連携してアート活動に取り組む障がい者の相談支援を行うこと。

(4) ギャラリー認定の特典

- ・認定を受けたギャラリーで行う障がい者アート展等については、県及びあいサポート・アートセンターが運営事業者と一緒に情報発信を行う。
- ・認定を記念したプレートを贈呈する。

2 制度第1号認定

- (1) 認定ギャラリー ギャラリーからふる（鳥取市元町1-0-1 若桜街道沿）
- (2) 運営事業者 一般社団法人アートスペースからふる
- (3) 認定日 令和元年11月1日（金）

3 その他

第1号認定記念セレモニーを開催し、平井鳥取県知事からギャラリー運営事業者へ認定プレートを贈呈するとともに、県内外の障がい者アーティストの作品を展示する認定記念企画展のテープカットを実施。

【認定記念企画展「PATH OF ART（パスオブアート）-表出から表現へ-】

| 会場 | | 会期 |
|----------------|-----------------------|------------------------------------|
| 鳥取会場 (開催終了) | ギャラリーからふる | 令和元年11月1日（金） |
| | ギャラリー鳥たちのいえ | ～11月17日（日） |
| 倉吉会場 (開催中) | くらよしアートミュージアム無心 | 令和元年11月23日（土・祝） ～令和2年1月13日（月・祝） |
| | 倉吉未来中心アトリウム1階アートギャラリー | 令和元年11月1日（金） ～令和2年1月13日（月・祝） |

鳥取県

はーとふるアートギャラリー 認定制度

障がいのある方の文化芸術作品が多くの人々の目に触れ、県民が気軽に障がい者アートを楽しめるようになるためには、作品の発表の機会・場所を確保することが重要です。

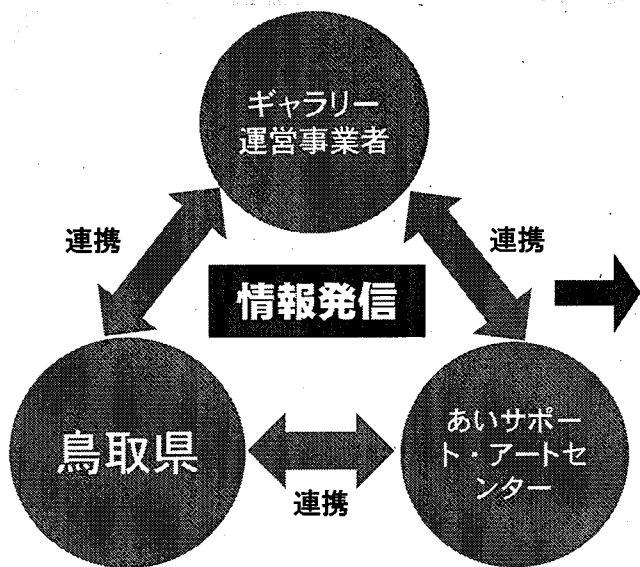
鳥取県はーとふるアートギャラリー認定制度は、そのような機会・場所を日頃から設け、障がいのある方の作品展示を積極的に行っているアートギャラリーを県の認定ギャラリーとする制度です。

認定を受けたギャラリーで行われる展覧会等は、県などが一緒になってPR活動を行い、来館者を増やしていくことで、文化芸術活動を通じた障がいのある方の個性の表現や能力の更なる発揮、社会参加の推進、県民の障がい理解の促進につなげていきます。

ギャラリー認定の特典

①情報発信を効果的に行えます

認定を受けたギャラリーで行う障がい者アート展等については、県及びあいサポート・アートセンターが運営事業者と一緒に情報発信を行います。



②認定プレートを贈呈します

認定を記念したプレートを贈呈しますので、ギャラリーや事業所にお飾りください。

認定基準

- ① 認定を受けようとするギャラリーが鳥取県内にあること
- ② ギャラリーにおける年間の開館日の半分程度、障がい者アートの展示を行う計画があること
- ③ あいサポート企業・団体であること

認定後の責務

- ① 認定を受けたギャラリーで年間の開館日の半分程度、障がい者アートの展示を行うこと
- ② あいサポート・アートセンターと連携してアート活動に取り組み障がい者の相談支援を行うこと

※ 上記認定基準、認定後の責務等の詳細や、認定申請等の様式は、障がい福祉課ホームページで公開している「鳥取県はーとふるアートギャラリー認定要領」をご確認ください。

鳥取県はーとふるアートギャラリー認定のお申込み、お問合せは、

鳥取県 福祉保健部 ささえあい福祉局 障がい福祉課 社会参加推進室 障がい者アート支援担当 まで
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取市東町一丁目220
(電話)0857-26-7678 (ファクシミリ)0857-26-8136
(ホームページ) <https://www.pref.tottori.lg.jp/shougai Fukushi/>

台風19号による被災地への手話通訳者等の派遣について

令和元年11月29日
障がい福祉課

10月15日に開催した「手話を広める知事の会総会」において、被災地における聴覚障がい者への支援（次ページ参照）について緊急提案を行い、決議されたことを受け、一般財団法人全日本ろうあ連盟及び被災地の都道府県の聴覚障害者協会と一緒に、被災地における聴覚障がい者に係る情報保障の支援を行うことになりました。

鳥取県は知事の会事務局として、被災地のニーズ等状況把握も兼ね、先行して宮城県・長野県に下記のとおり派遣を実施しましたので報告します。

記

1 宮城県への派遣

- ・活動期間 10月21日（月）～10月25日（金）
- ・派遣者 県聴覚障害者協会職員2名（手話通訳者、相談支援専門員）、県職員1名
- ・訪問先 宮城県庁福祉保健部、みみサポ（県聴覚障害者情報センター）
宮城県聴覚障害者協会、石巻市役所、大崎市役所、名取市役所、柴田町役場、
仙台市聴覚障害者協会 など
（宮城県内の避難所に聴覚障がい者が避難していないことを確認）
- ・主な成果 在宅の聴覚障がい者6名と面談し、被害状況や困りごとに関する聞き取りを行うなど支援を実施。

2 長野県への派遣

■第1回

- ・活動期間 10月28日（月）～11月1日（金）
- ・派遣者 県聴覚障害者協会職員2名（手話通訳者、聴覚障害者相談員）、県職員2名
（うち1名、福祉専門職）
- ・訪問先 長野県庁健康福祉部、長野県聴覚障がい者情報センター、長野市内避難所
- ・主な成果 避難所（豊野西[とよのにし]小学校）に避難している聴覚障がい者の支援を実施。（市営住宅入居手続、自宅の整理など）

■第2回

- ・活動期間 11月6日（水）～11月10日（日）
- ・派遣者 県聴覚障害者協会職員2名（手話通訳者、相談支援専門員）、県職員1名
- ・訪問先 長野県庁健康福祉部、長野県聴覚障がい者情報センター など
- ・主な成果 在宅の聴覚障がい者8名と面談し、被害状況や困りごとに関する聞き取りを行うなど支援を実施。

3 その他

- 別添 10月15日開催「手話を広める知事の会総会」において緊急提案した資料

緊急提案

台風19号の被災地の避難所への手話通訳者・要約筆記者等の派遣について

このたびの台風19号の被災地の皆様にはお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈りします。

各被災地の避難所での生活を余儀なくされた聴覚障がい者の方々は、コミュニケーションや情報保障の面で、更にご苦労されているものと思われま

我々、手話を広める知事の会として、全日本ろうあ連盟及び被災地の都道府県の聴覚障害者協会と一緒に、被災地避難所へ手話で会話ができる者（手話通訳者・要約筆記者等）の派遣に協働して取り組みます。

令和元年10月15日

手話を広める知事の会

(一財)全日本ろうあ連盟

とっとり介護フェア2019の開催状況について

令和元年11月29日
長寿社会課

県民の介護の仕事に対する理解促進、介護のイメージの向上を図るため「とっとり介護フェア2019」を開催しました。

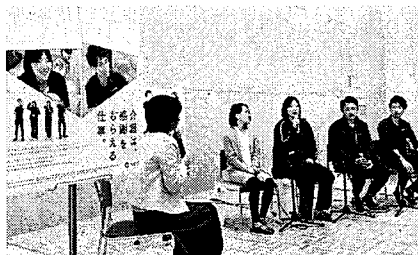
- 1 日 時 令和元年11月9日（土） 午前10時30分から午後3時まで
- 2 場 所 鳥取県民体育館サブアリーナ（鳥取市布勢146-1）
- 3 来場者数 500名
- 4 内 容

(1) ステージイベント

| | 内 容 |
|-------------|--|
| オープニング | 大正保育園の園児による歌の披露 開会宣言（大正保育園児2名、若手介護職員の男女4名） |
| トークショー | 「介護男子×介護女子」トークショー （現場で働く若い世代の男女4名の介護職員による介護の魅力を発信するトークショー。特別養護老人ホーム若葉台等4施設から参加。） |
| 「感謝の手紙」等表彰式 | 「感謝の手紙」、「介護エピソード」2部門の優秀賞の表彰 （最優秀賞1名、優秀賞2名、審査員特別賞1名の表彰。当日は、「感謝の手紙」部門の最優秀賞 平田純子さん 他3名の受賞者、「介護エピソード部門」の最優秀賞 森田一姫さん他1名の受賞者を表彰。） |
| クロージング | とっとり介護フェア大抽選会、ゆるスポ表彰式（“ゆるスポーツ” 競技「ポート・カーにバル」の優勝、準優勝、3位の団体を表彰） |

(2) ブース設置

| | 内 容 |
|-----------------|---|
| ゆるスポーツ競技 | 子どもからお年寄りまで誰もが楽しめる“ゆるスポーツ”の実施 （ポートボール、声の振動による紙相撲「トントン相撲」など） |
| お役立ちブース 団体紹介 | 血圧・身長・体重・骨密度測定や認知症タッチパネル体験のほか、介護相談、小規模多機能型居宅介護事業所の施設の紹介など 【出展団体】鳥取県老人保健施設協会、鳥取県老人福祉施設協議会、鳥取県小規模多機能型居宅介護事業所連絡会、鳥取県民間介護事業者協議会、鳥取県介護支援専門員連絡協議会、鳥取県介護福祉士会、鳥取県社会福祉協議会 |
| 福祉機器展示・体験 | 最新の福祉機器の展示（電動車いすの乗車体験など） |
| ワークショップ | ガラス瓶に植物を入れて楽しむ「ハーバリウム」制作 |
| スタンプラリー | ゆるスポーツ、介護福祉機器、ワークショップなどのブースをまわってスタンプを集めると景品と大抽選会チケットをプレゼント |
| 飲食・物販 | 菓子工房はまなすのスイーツ、鳥取湖陵高校のとれたて野菜の販売など |



- 5 実施主体 介護のイメージ変革プロジェクト実行委員会*（県委託事業）
※県内の介護事業者・職能団体、介護福祉士養成機関等が連携し事業推進する会
- 6 その他 毎年11月4日から17日までは厚生労働省の定める、福祉・介護サービスの意義の理解を一層深めるための普及啓発及び福祉人材の確保・定着を促進する「福祉人材確保重点実施期間」であり、11月11日は「介護の日」として設定されている。

令和元年度地域医療介護総合確保基金（介護分）の内示について

令和元年11月29日
長寿社会課

- 令和元年度の地域医療介護総合確保基金（介護分）については、5月21日の常任委員会において国への要望状況を報告しましたが、厚生労働省より、要望のとおり配分額の内示がありましたので報告いたします。

⇒ 本県の内示額：5.9億円（30年度：1.8億円）

※事業実施に必要な予算については、当初予算及び6月補正予算において措置済みであり、早期に事業実施が必要な一部の事業については、年度当初から実施しています。

1 本県の基金要望額

5.9億円

2 本県の基金内示額

5.9億円

【事業区分別】

| 事業区分 | R1 要望額 | R1 内示額 (配分額) | H30 配分額 (参考) |
|-------------------|--------|-----------------|-----------------|
| 1. 介護施設等の整備に関する事業 | 5.0億円 | 5.0億円 | 1.5億円 |
| 2. 介護従事者の確保に関する事業 | 0.9億円 | 0.9億円 | 0.3億円 |
| 計 | 5.9億円 | 5.9億円 | 1.8億円 |

3 主な事業の内容

単位：億円

| 事業区分 | 主な事業 | 要望額 | 内示額 |
|--------------------|---|-----|-----|
| I. 介護施設等の整備に関する事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス施設等の整備への助成 [3.42億円] (認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、訪問介護事業所) ・介護施設の開設準備経費等への支援 [1.08億円] (認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、訪問介護事業所、介護医療院への転換支援) ・多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービス改善 [0.49億円] (特別養護老人ホーム多床室のプライバシー改修、介護医療院への転換整備) | 5.0 | 5.0 |
| II. 介護従事者の確保に関する事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護人材確保対策協議会、事業所に対する認証評価制度の運用等 [0.01億円] ・中高生介護の仕事体験、介護の入門的研修等 [0.21億円] ・若手介護従事者向け研修会、喀痰吸引研修等 [0.55億円] ・介護ロボット導入支援、ICT導入支援等 [0.16億円] | 0.9 | 0.9 |
| 計 | | 5.9 | 5.9 |

4 令和元年度基金に関するこれまでの取組状況

| 時 期 | 項 目 | 内 容 |
|-----------|-----|---|
| 平成 30年 | 9月 | 市町村、介護施設等への照会 施設整備に係る平成31年度基金事業の要望の照会・とりまとめ（～10月） |
| | 10月 | 介護人材確保対策協議会 各団体等の課題、取組状況、平成31年度重点取組事業等の意見聴取 |
| | 11月 | 市町村、事業者団体等への照会 介護従事者確保に係る平成31年度基金事業の要望の照会・とりまとめ（～12月） |
| | 12月 | 当初予算要求 事業者団体の要望や意見等を踏まえ当初予算を要求 |
| 平成 31年 | 2月 | 国へ要望額を報告 令和元年度の基金の規模感、事業概要を報告 |
| | 3月 | 介護人材確保対策協議会 平成31年度の各団体等の取組内容の報告、平成31年度県当初予算案の説明、介護人材確保に関する意見聴取 等 |
| | 4月 | 厚労省ヒアリング 厚生労働省によるヒアリングの実施 |
| 令 和 1年 | 5月 | 常任委員会 国への基金要望額等を報告 |
| | 6月 | 補正予算要求 補正予算を要求 |
| | 7月 | 国からの内示 総額5.9億円の内示 |

ハンセン病元患者の家族に対する補償についての新法が令和元年11月15日に成立したことを受け、県内のハンセン病元患者の家族の請求手続き等を支援するため、同年11月19日から健康政策課及び中・西部総合事務所福祉保健局内に相談窓口を設置しましたので報告します。

1 窓口の名称

鳥取県ハンセン病家族補償相談窓口

2 相談窓口

- (本庁) 福祉保健部健康医療局健康政策課
電話 0857-26-7202 ファクシミリ 0857-26-8143
電子メール hansensoudan@pref.tottori.lg.jp
- (中部) 中部総合事務所福祉保健局健康支援課
電話 0858-23-3145 ファクシミリ 0858-23-4803
電子メール chubu-hansensoudan@pref.tottori.lg.jp
- (西部) 西部総合事務所福祉保健局健康支援課
電話 0859-31-9317 ファクシミリ 0859-34-1392
電子メール seibu-hansensoudan@pref.tottori.lg.jp

3 相談受付日・受付時間

月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分 ※ただし、国民の祝日を除く

4 補償金の支給対象者と補償金額

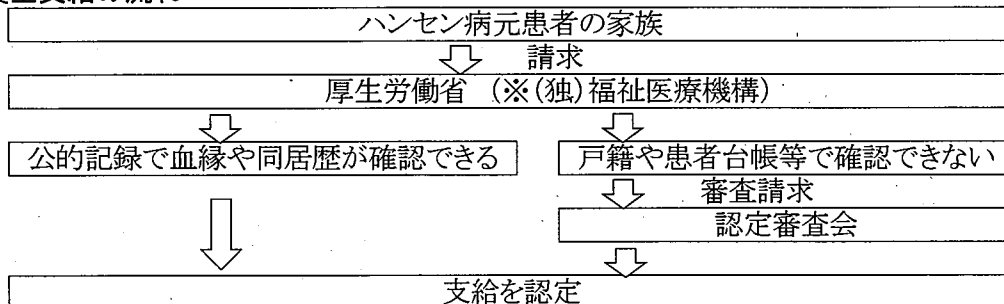
ハンセン病元患者がハンセン病を発病した時から平成8年3月31日(らい予防法廃止)までの間に、次の各号のいずれかに該当したことがある方であって、法施行日(令和元年11月22日)において生存している方

| 家族の範囲 | 補償金額 |
|---|-------|
| (1) 配偶者 | 180万円 |
| (2) 一親等の血族 ※父・母・子 | |
| (3) 一親等の姻族その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者(元患者と同居しているもの) ※子の配偶者など | |
| (4) 二親等の血族(兄弟姉妹) | 130万円 |
| (5) 二親等の血族(兄弟姉妹を除く)であって、当該ハンセン病元患者と同居しているもの ※祖父母・孫、兄弟姉妹の配偶者など | |
| (6) 二親等の姻族その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者(元患者と同居しているもの) ※孫の配偶者など | |
| (7) ハンセン病元患者の三親等の血族であって、当該ハンセン病元患者と同居しているもの ※おい・めい・ひ孫など | |

5 請求期限

公布施行日(令和元年11月22日)から5年以内

6 補償金支給の流れ



※申請書の受付、補償金の交付等は直接国が行います。

※補償金の支払事務は(独)福祉医療機構に委託できることとされています。

7 その他

とりネット掲載(11月19日～)や県政だより(1月号)により周知を図るとともに、戸籍事項の無料証明について市町村へ協力依頼

(参考)ハンセン病問題に係る現在の県の取組(令和元年度)

- 県民から参加者を募集して、長島愛生園と呂久光明園を訪問し、ハンセン病問題に係る学習及び入所中の元患者と交流する事業を11月7日に実施(51名が参加)
- ハンセン病問題に対する理解を深めて、ハンセン病等の差別解消を図るため、県内の小中高等学校に講師を派遣してハンセン病問題人権学習会を開催(38校で実施)
- ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、正しい知識を持っていただくため、県内の保健センター、図書館、公民館等11ヶ所でパネル展示を実施(6～8月)
- 多摩全生園、菊池恵楓園、長島愛生園の3療養所を県職員が訪問し、県出身の元患者の意見要望等を聞き取るとともに、郷土の特産品(花御所柿)、地方情報誌(とっとりNOW)等を全国4療養所に送付

令和元年度地域医療介護総合確保基金（医療分）の内示について

令和元年11月29日
医療政策課

- 令和元年度の地域医療介護総合確保基金（医療分）については、5月21日の常任委員会において国への要望状況を報告しましたが、厚生労働省より、配分額の内示がありましたので報告いたします。

⇒ 本県の内示額：10.4億円（30年度：11.7億円）

※事業実施に必要な予算については、当初予算及び9月補正予算において措置済みであり、早期に事業実施が必要な一部事業（病院内保育所の運営、医療クラークの配置等）については、年度当初から実施しています。

1 本県の基金要望額

10.4億円

2 本県の基金内示額

10.4億円

【事業区分別】

| 事業区分 | R1 要望額 | R1 内示額 (配分額) | H30 配分額 (参考) |
|--------------------|--------|-----------------|-----------------|
| 1. 地域医療構想の達成に向けた事業 | 6.4億円 | 6.4億円 | 11.1億円 |
| 2. 居宅等の医療提供に関する事業 | 0.6億円 | 0.6億円 | 0.0億円 |
| 3. 医療従事者の確保に関する事業 | 3.4億円 | 3.4億円 | 0.6億円 |
| 計 | 10.4億円 | 10.4億円 | 11.7億円 |

3 主な事業の内容

単位：億円

| 事業区分 | 主な事業 | 要望額 | 内示額 |
|--------------------------------------|---|------|------|
| I. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・倉吉病院の病棟再編等に伴う増改築整備費 [3.03億円] ・病床転換等に係る設備整備費（医療機関） [2.5億円] ・おしどりネットの運営・参加機関への支援（鳥取大学・医療機関） [0.2億円] など | 6.4 | 6.4 |
| II. 居宅等における医療の提供に関する事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療を提供する機関が連携するための圏域内での調整・支援及び連携拠点の整備（医師会） [0.15億円] ・在宅歯科医療に係る患者と在宅歯科医療機関との調整・相談業務を担う在宅歯科医療連携室の運営（歯科医師会） [0.2億円] など | 0.6 | 0.6 |
| III. 医療従事者の確保に関する事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・新人看護職員の研修（医療機関） [0.2億円] ・看護師等養成施設の運営（養成施設） [0.7億円] ・病院内保育の運営（医療機関） [0.4億円] ・医療クラーク等の配置（医療機関） [0.7億円] ・産科医療従事者の確保のための手当（分娩手当等）の支給（医療機関） [0.25億円] など | 3.4 | 3.4 |
| 計 | | 10.4 | 10.4 |

4 令和元年度基金に関するこれまでの取組状況

| 時 期 | 項 目 | 内 容 | |
|-----------|-----|---|---|
| 平成 30年 | 11月 | 当初予算要求 年度当初から実施が必要なソフト事業等について当初予算を要求 | |
| | 12月 | 地域医療対策協議会 医療審議会 | 事業者に提示する事業メニュー（圏域提案事業を含む）など、令和元年度基金の取扱いを審議 |
| | | 事業者への要望照会 | 12/21～1/21 |
| 平成 31年 | 3月 | 国へ要望額を報告 | 令和元年度の基金の規模感、事業概要を報告 |
| | | 地域医療対策協議会 医療審議会 | 国への基金要望額等を審議 |
| | 4月 | 厚労省ヒアリング | 厚生労働省によるヒアリングの実施（4/19） ※本県の出席者：医療政策課職員、県医師会長、県歯科医師会長、 県薬剤師副会長、県看護協会会長 |
| 令和 1年 | 5月 | 常任委員会 | 国への基金要望額等を報告 |
| | 9月 | 補正予算要求 | 補正予算を要求 |
| | 11月 | 国からの内示 | 総額10.4億円の内示 |

令和元年度第1回鳥取県国民健康保険運営協議会の結果について

令和元年11月29日

医療・保険課

- 1 日 時 令和元年11月12日(火) 午後1時40分から3時20分まで
 2 場 所 県庁第二庁舎第33会議室
 3 出 席 鳥取県国民健康保険運営協議会委員
 (事務局) 福祉保健部 健康医療局長、医療・保険課長 他

4 概 要

○平成30年度の国民健康保険事業の実施状況等を報告をした上で、令和2年度の納付金の算定方法について、県から当協議会に諮問の上審議していただき、諮問事項について了承を得られた。

【諮問事項】

令和2年度納付金の算定方法について

| 項 目 | 令和2年度納付金の算定方法(※) | 現行(令和元年度) |
|---|------------------------------------|----------------------|
| ①医療費指数反映係数 α (各市町村の医療費水準の差をどの程度納付金の配分に反映させるかを調整する係数の設定) | 医療費水準を反映する。($\alpha = 1$) | $\alpha = 1$ |
| ②所得係数 β (所得の水準をどの程度納付金の配分に反映させるかを調整する係数の設定) | 国が示す係数とする。($\beta = \text{県平均}$) | $\beta = \text{県平均}$ |
| ③均等割指数 (応益割(均等割及び平等割)の賦課総額に占める均等割の割合の設定) | 0.7 | 0.7 |

<審議結果> 諮問どおり了承された。

<主な意見等>

- ・諮問事項を了承するに当たって、今回は条件を付す必要はないとされた。
- ・今後 α を逡減していくに当たり、激変緩和措置期間の満了期間である令和5年度を考慮するかどうかとの問いに対し、県としては、 α の逡減時期については、激変緩和措置の期間を踏まえながら、市町村と協議していくと回答した。

【報告事項】

(1) 平成30年度国民健康保険事業の実施状況について

平成30年度国民健康保険の決算の状況について、鳥取県国民健康保険特別会計の歳出決算は516.3億円で、剰余金は0.3億円であった。

また、赤字補填目的の法定外一般会計繰入を行った市町村はなかった。

<主な意見等>

- ・保険料の算定に当たって、4方式(所得割、資産割、均等割、平等割)を3方式(所得割、均等割、平等割)に見直す市町村が出てきているが、県として推進しているのかとの問いに対し、県として推進しているわけではないと回答した。

(2) 平成30年度運営協議会答申(付帯意見)に対する対応状況について

| 意 見 | 対 応 状 況 |
|---|--|
| 医療費指数を反映させない取扱いについては、影響を考慮して、その実施時期及び段階的な対応などを検討すること。 | 納付金の算定に当たって、将来的に医療費水準を反映させない($\alpha = 0$)ことについて、方向性については概ね了解が得られているが、反映させないこととする時期については、保険料水準の平準化に係る他の検討課題の協議と平行して引き続き検討。 |

| | |
|-------------------------------|--|
| 市町村ごとの健康づくりを一層推進する仕組みを検討すること。 | 本年度においては、市町村支援として、特定健診受診勧奨センターの運営や専門家の派遣などを実施。今後とも医療費適正化へのインセンティブを確保するため、市町村の健康づくりへの取組の評価、促進策等を検討していく。 |
|-------------------------------|--|

<主な意見等>

- ・ α を0にするためには、医療費水準の高い市町村に健康づくりに頑張ってもらい、取組を一層推進するための仕組みづくりが必要。

(3) 第2期鳥取県国民健康保険運営方針の策定について

第2期鳥取県国民健康保険運営方針（令和3年度～5年度）の策定について、今後市町村との検討状況を報告しながら運営協議会で議論していく予定である。

【参考：鳥取県国民健康保険運営協議会 委員】

| 委員区分 | 委員名 | 所属等 |
|------------------|--------|-----------------------|
| 被保険者代表 | 船木 道代 | 岩美町国民健康保険運営協議会委員 |
| | 山根 智美 | 無職（元三朝町職員） |
| | 宮本 正啓 | 農業（公募委員） |
| 保険医又は 保険薬剤師代表 | 田中 敬子 | 鳥取県医師会/はまゆう診療所院長 |
| | 山中 茂 | 鳥取県歯科医師会常務理事 |
| | 井上 雅江 | 鳥取県薬剤師会中部支部専務理事 |
| 公益代表 | 石川 真澄 | 公立大学法人公立鳥取環境大学教授（会長） |
| | 吉田 正子 | よしだ社会保険労務士事務所/社会保険労務士 |
| | 野間田 憲昭 | 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会常務理事 |
| 被用者保険代表 | 村田 泰規 | 山陰自動車業健康保険組合鳥取支部総務課長 |
| | 永海 健治 | 全国健康保険協会鳥取支部業務グループ長 |